

平成20年度国民健康保険税の税率が決定しました

国民健康保険税の変更点についてお知らせします

平成20年度国民健康保険税については、税率は前年度と変わっておりませんが、新たに後期高齢者医療保険の運営に必要とされる「後期高齢者支援金」の新設による区分や賦課限度額、保険税の軽減などに変更がありますのでお知らせします。

「後期高齢者支援金」新設に伴う税率及び限度額等の変更について

「後期高齢者支援金」とは、後期高齢者医療の運営にかかる費用の一部負担金で、0歳から74歳までの方が加入する保険税(料)の中から納めていただくものです。ただし、これまでの医療給付費分が、医療給付費分と後期高齢者支援金分に区分された内容で、実質、限度額については変更されましたが、2つを合わせた税率は、平成19年度と変わりません。

平成19年度国民健康保険税率算定表 (対象者0～74歳)				
	所得割額 (前年中の所得に対して)	均等割額 (一人当たり)	平等割額 (一世帯あたり)	賦課限度額
医療給付費分	10.70%	27,000円	31,000円	56万円

これまで国保老人医療対象者に係る医療費については、国保の医療給付費分にそれが含まれていましたが、後期高齢者医療保険制度の創設により、「後期高齢者支援金分」として、明確に区分され平成20年度より賦課されます。

平成20年度国民健康保険税率算定表 (対象者0～74歳)				
	所得割額 (前年中の所得に対して)	均等割額 (一人当たり)	平等割額 (一世帯あたり)	賦課限度額
医療給付費分	8.50%	21,500円	24,700円	47万円
後期高齢者支援金分(新設)	2.20%	5,500円	6,300円	12万円

介護納付金分については、平成19年度と変更ありません。

平成20年度国民健康保険税率算定表 (対象者40～64歳)			
	所得割額 (前年中の所得に対して)	均等割額 (一人当たり)	賦課限度額
介護納付金分	1.60%	11,500円	9万円

国民健康保険税は、対象年齢によって医療給付費分・後期高齢者支援金分と介護納付金分を合算した金額です。

所得の低い方に対する軽減について

世帯の合計所得金額や加入者数に応じて、均等割額及び平等割額が 7割、5割、2割軽減されます。2割軽減対象世帯については、これまで申請書の提出が必要でしたが、今年度からはすべての対象世帯が申請しなくても適用されるようになりました。

納期について

普通徴収の場合は5月から2月までの10期で、年金天引きによる特別徴収の場合は6期で納税していただくことになります。

仮課税：前年度所得額の決定後の保険税本算定日を7月1日としましたので、普通徴収の場合は第2期までは、前年度の年税額を納期数で割った相当額を納めていただきます。また、特別徴収の場合は、前年度2月分の額を4月、6月、8月にそれぞれ納めていただくことになります。

本算定後：年税額から仮課税額を差し引き、残りの税額を残った納期で納めていただきます。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収												
期別		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	
普徴徴収												

児童扶養手当の現況届は 8月31日までです。

この届は、児童扶養手当を8月以降も引き続き受ける要件を満たしていることの確認、また、所得制限によるその年の8月分から翌7月までの手当の支給額区分を決定するものです。

児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件に該当している方は、平成20年4月分の手当から一部支給停止となっております。平成20年8月以降も、同年7月以前と同様児童扶養手当が受給できるためには、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書（緑色）」の提出が必要となりますので現況届と併せて提出をお願い致します。

【現況届に必要な添付書類】

- ・ 手当証書（全額支給停止の人は証書はありません）
- ・ 健康保険証の写し
- ・ 養育費に関する申立書（平成19年中に受け取った養育費）
- ・ 前住所地の市区町村長が発行する所得証明書（阿蘇市に平成20年1月1日に住所がなかった場合に提出）



児童扶養手当とは...

父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため手当が支給される制度です。

支給要件

1. 手当を受けることができる人
児童を監護している母、または児童を母にかわって養育している方
2. 手当の対象となる児童
18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者、又は、20歳未満の者で心身に障がいのある者（特別児童扶養手当を受給できる程度の障がい）

問い合わせ先

健康福祉課子育て支援係 ☎22-3167



後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税の軽減について

低所得者に対する軽減（5年間）

後期高齢者医療制度への移行により世帯の被保険者が減少しても、5年間は以前と同じ軽減措置を受けることができます。

単身世帯となる国民健康保険加入者についての軽減（該当月より5年間）

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険の被保険者が1人の世帯となる方については、医療給付費分及び後期高齢者支援金分にかかる平等割額が5年間半額になります。

会社の健康保険の被扶養者だった65歳以上の方への軽減（国民健康保険に加入してから2年間）

会社の健康保険から後期高齢者医療制度に移行する方の被扶養者だった方で、65歳以上の方が国民健康保険に加入することで、新たに負担する国民健康保険税については、所得割額が免除され、均等割額が半額になります。また、被扶養者のみの世帯の場合は、平等割額も半額となります。

これらの軽減については申請の必要はありません。

国民健康保険税のお支払い方法の変更について

国民健康保険税を、本年4月より年金天引き（特別徴収）で納められている方で、下記の要件を満たす場合には、口座振替による普通徴収への変更が可能となりました。

これまで、国民健康保険税を滞納することなく納めていただいている方。

これからの国民健康保険税を口座振替により納めていただく方。

【手続き方法について】

印鑑及び被保険者証をご持参のうえ、税務課または各支所担当窓口へ申し出てください。

また、新規に口座振替を始める場合は、ご利用の金融機関にて国民健康保険税の口座振替手続き後、申請者保管用をご持参ください。

問い合わせ先

国民健康保険税や納付について

税務課 市民税係 ☎22-3148

国民健康保険の制度や資格異動届出について

健康福祉課 国民健康保険係 ☎22-3167